

中国特許行政保護ルートの 戦略的活用法



中国弁護士

周 志超

シノフェイス（新諍信）知的財産コンサルティング株式会社

日本業務部 ゼネラル・マネージャー

王 璐

日本業務部 アカウント・マネージャー

富永 隆介

要 約

中国において、特許権侵害に関する紛争に関して、先進国で採用されている裁判所の司法権による保護制度（「司法ルート」）に加えて、行政機関である地方の知識産権局の行政権による保護制度（「特許行政ルート」）が設けられている。これまで、「特許行政ルート」は、工商行政管理局による「商標行政ルート」と比較すると、積極的に利用されてきたとは言い難い。知識産権局は工商行政管理局と比較すると、権限が弱く、条文上侵害者に対して侵害行為の停止を命令する権限しかないことが理由として挙げられる。中国政府は、「特許行政ルート」が特許権の保護の強化に対して十分な貢献ができていないことを認識し、「特許行政ルート」をよりユーザー・フレンドリーな制度にすべく、特許行政執行弁法・特許行政保護指南・特許法を改正するなど近年多種多様な施策を遂行してきた。このため、日系企業は、強化された「特許行政ルート」に基づく保護制度を正確に把握し活用出来れば、民事訴訟（司法ルート）にはないメリットを享受しつつ、自社の特許権を保護し中国における自社ビジネスの強化に貢献できると考えられる。本稿では、「特許行政ルート」制度の概要、実案件、予定されている特許行政保護に関連する特許法の改正内容、及び「特許行政ルート」に関するキーパーソンの見解（立法論）に基づく今後の「特許行政ルート」の発展の方向性について紹介する。

目次

- はじめに
 - 背景
 - 中国における特許行政保護に関する近時の動向
 - 求められる対策
- 中国特許行政保護の概要
- 中国特許行政保護を活用した事例
- 特許行政保護に関連する特許法の改正（予定）
- 結言

1. はじめに

（1）背景

日本などの先進国では、特許権侵害に関する紛争は司法の場である裁判所で解決を図るのが一般的である。それに対して、発展途中国である中国における特許権侵害に関する紛争に関して、先進国で採用されている裁判所の司法権による保護（以下、「司法ルート」という。）に加えて、行政機関である地方の知識産権局の行政権による保護（以下、「特許行政ルート」とい

う。）も設けられている⁽¹⁾⁻⁽²⁾。中国特許法 60 条には、「特許権者の許諾を得ずにその特許を実施し、即ちその特許権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事者が協議により解決する。協議を望まず又は協議が成立しなかった場合は、特許権者又は利害関係人は人民法院に訴えを提起することができ、また特許業務を管理する部門に処理を求めることもできる。特許業務を管理する部門が処理する場合、侵害行為が成立すると認定したときは、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じることができる。」と定められており、「特許行政ルート」は、日本特許制度には存在しない制度である。言い換えれば、中国では特許権の保護に対して、「特許行政ルート」を活用する途を検討することは、中国の国情・民事訴訟の問題点を考慮すれば、極めて効果的である。

しかしながら、従来中国において、商標権侵害に対して、日系企業は工商行政管理局による「商標行政ルート」に基づく保護を多く選択してきたが（「司法ルート」で

は裁判所費用を要するが、行政ルートでは官庁費用は不要であるのも一因であると考えられる。)、それに対して特許権侵害に対して、知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護を積極的に利用してきたとは言いがたいのが現状である。その理由として、知識産権局は工商行政管理局と比較して、権限が弱く、条文上侵害者に対して侵害行為の停止を命令する権限しかないこと（侵害品を製造するための道具、金型、設備などの没収、焼却を命令することが困難であること・侵害者に対して罰金を科すことができないなど）が挙げられてきた。

（２） 中国における特許行政保護に関する近時の動向

特許権の保護の強化を政策目標に掲げている中国政府は、中国において知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護が、工商行政管理局による「商標行政ルート」に基づく保護よりも利用頻度が低く、特許権の保護の強化に対して十分な貢献ができていないことを認識し、「特許行政ルート」をよりユーザー・フレンドリーな制度にすべく、近年多種多様な施策を遂行してきた。

一例として、2015年改正特許行政執行弁法が施行され、審理の迅速化、展示会における特許権侵害行為の取り締まりの強化策、インターネット上での特許権侵害行為の取り締まりの強化策が盛り込まれた。詳細は、下記の通りである。

（１） 特許権侵害紛争は、立案から3か月以内に結審しなければならない。ただし、特に複雑で延長が必要である場合、部門責任者の承認を経て、最大1か月の延長を認める。

（２） 特許侵害行為あるいは特許詐称行為の成立が認定された場合、出展者に対し、被疑品の撤去、相応する宣伝材料の廃棄または封印、展示板における相応する部分の変更またはカバー等を命じる。

（３） 電子商取引における特許侵害行為あるいは特許詐称行為の成立が認定された場合、電子商取引サイトの提供者に対し、被疑品に関するウェブページの削除、遮断またはリンク先の切断等を行う旨の通知をする。

また、2016年、改正特許行政保護指南（試行）が施行された。指南の改正を通じて、中国では電子取引が急激に増加していることを踏まえ、社会の急激な変化に対応すべく、「電子商取引における特許侵害紛争に関する処理」の章が新設され、特許権の保護不足を解

消し保護を強化すべく、「執行管理」の章が抜本的に改正された。

さらに、下記の通り、第4次特許法改正も審理されており、特許行政保護に関する条文を改正して知識産権局の権限を強化し、特許権者にとって「特許行政ルート」の魅力の向上を図る見通しである。

それらの一連の施策により、知識産権局の権限は大きく強化され、今後知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護の利用頻度が日系企業・中国企業を問わず、増加すると考えられる。なぜならば、中国における特許権侵害民事訴訟では（日本における特許権侵害民事訴訟にも一部該当するが）、侵害を立証するための証拠の収集が困難であること、判決が下るまでの周期が長く（差止め請求が容認されるまで時間を要する）勝訴することが困難であること、及び勝訴しても執行が困難であること（執行できても、従来の発明特許権の平均損害賠償額は10万元（約160万日本円）であるという暗黙の相場観が存在し、訴訟費用を考慮すると勝訴してもコスト面で赤字であることが多いこと）の3つの困難性が存在するからである。このため、中国において特許権侵害民事訴訟を提訴することを躊躇する特許権者が多く、このような特許権者は、民事訴訟の代わりに、権限が著しく強化された知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護を選択すると考えられる。

なお、一部の日系企業は、日本・米国では特許権侵害に対して民事訴訟を提訴することに馴染みがあるため（日本・米国で多くの訴訟を経験してきたため）、中国における特許権侵害に対しても、同様に民事訴訟を提訴してしまうことがあるが、上述した3つの困難性に直面し、必ずしも期待した結果を得られていないことが多い。そのような企業は、「特許行政ルート」が強化されたのを機に「特許行政ルート」の選択も真剣に検討すべきである。

（３） 求められる対策

上述した通り、確かに、従来の知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護は、工商行政管理局による「商標行政ルート」に基づく保護と比較すると保護の強度が脆弱であったが、近時の政府の方針に基づく特許行政執行弁法の改正、特許行政保護指南の改正・特許権の改正（予定）により、権限が強化された知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護は特許権

者にとって魅力が向上している。日系企業が強化された「特許行政ルート」に基づく保護を戦略的に活用することにより、「司法ルート」と比較すると、下記のようなメリットを享受できる。第一に、「特許行政ルート」では、行政機関である知識産権局が案件を処理するため、案件の処理速度が速く（速ければ、3～4月程度）、迅速に特許権侵害者による特許権侵害行為を停止できるというスピード面での有利性が挙げられる。第二に、民事訴訟では裁判所費用が発生するが、「特許行政ルート」は官庁費用が不要であるというコスト面での有利性も挙げられる（司法ルートは周期が長いいため、莫大な弁護士費用が発生することがあるが、「特許行政ルート」は周期が短いため、弁護士費用を大幅に抑制することも可能となる）。

また、特許権侵害者に経済的ダメージを与えることにより、特許権侵害者が特許権侵害品を再度製造・販売する能力を剥離する点についても、予定されている特許権の法改正では、知識産権局に悪質な特許権侵害者に対する罰金を科す権限を付与する見通しであり、民事訴訟における損害賠償請求と同様な効果を期待できる。無論、罰金は国庫に帰属し、損害賠償金は権利者に与えられるという違いは存在するが、特許権侵害者から侵害行為により得られた経済的利益を剥離できる点では同じである。なお、知識産権局は、当事者の請求に応じて、損害賠償金について調停を行うことは可能である。

中国の特許権侵害者から侵害行為により得られた経済的利益を剥離できることは、中国の特許権侵害者が特許権侵害品を再度製造・販売することを防止する点では重要である。なぜならば、中国の模倣業者（特許権侵害者）は、出来るだけ早急に蓄財するために、模倣することにより経済的利益が得られる見込みがあれば、いかなるリスクを犯してでも、模倣を開始・継続するのが一般的である。このような国情を踏まえれば、模倣業者に模倣しても経済的利益が得られないことを理解させること、即ち模倣により獲得した不法利益を剥奪すべく、模倣行為を発見した後に経済的打撃を与えることが最も有効な再発防止策になりからである。

そこで、日系企業は、強化された知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護制度を正確に把握し活用出来できれば、民事訴訟（司法ルート）にはないメリットを享受しつつ、自社の特許権を保護し中国に

おける自社ビジネスの強化に貢献できると考えられる。以下、知識産権局による「特許行政ルート」に基づく保護制度の概要、実際の案件、予定されている特許行政保護に関連する特許法の改正内容、及び立法論からみた「特許行政ルート」の今後の発展の方向性について論じる。

2. 中国特許行政保護の概要

知識産権局による「特許行政ルート」に関する制度規定は、特許法・特許行政法執行弁法・特許行政保護指南などに規定されている⁽³⁾⁻⁽⁵⁾。

主体は、特許権者又は利害関係者である。日系企業も内国民待遇の原則により、「特許行政ルート」を利用できる。客体は、発明特許、実用新案及び外観設計特許（意匠）である。

以下、手続きを説明する。複雑であるので、図1のフローチャートに纏めたので、そちらも参照されたい。

特許権者が、特許権侵害者による特許権侵害行為を発見した場合、管轄権のある知識産権局に対してクレーム（取締）申し立ての資料を提出して、取り締まりを請求する。なお、各地の地方知識産権局の行政保護に対する態度（積極度）の相違や各地における地方保護主義の強弱（必ずしも北京、上海などの大都市が良いというわけでもない。案件量が莫大ではない地方の中核都市が特許権者にとって有利であることも多い。）のために、管轄権のある知識産権局の中で、最も特許権者に有力と思われる知識産権局を選択すべきであり、その選択が結果に直接的に影響を与えることが多々ある。なお、管轄について、被請求人の所在地または権利侵害行為発生地知識産権局が管轄する（中国特許法実施細則第八十一条参照）。

取締を請求された知識産権局は、5業務日以内に所定の要求（書類上の不備がないなど）に合致するか否か審査する。審査の結果、所定の要求（書類上の不備がないなど）に合致すると判断すれば、立案（受理）し請求人（特許権者）に通知する。なお、所定の要求に合致しないと判断すれば、不受理となる。

立案（受理）した日から5業務日以内に被請求人（特許権嫌疑侵害者）に対して、立案（受理）した資料を送付する。被請求人は忌避を申請することができる。

その後、知識産権局の職権或いは請求人（特許権者）

- ②特許権侵害製品がすでに輸入されている場合、未販売の当該特許権侵害製品の販売、使用、その他の方法による市場への投入禁止
- ③特許権侵害製品がまだ輸入されていない場合、税関に対し処理決定の通知

3. 中国特許行政保護を活用した実例

上記で中国特許行政保護の概要について説明したが、内容が抽象的であるので、具体的なイメージを伝えるために、「特許行政ルート」を活用した実例として、「現代自動車 VS 常州巨豪車 [常知法処字 (2015) 71 号]」案件を紹介する。

現代自動車株式会社 (以下、「現代自動車」という。) が常州巨豪車業有限会社 (以下、「常州巨豪車」という。) に対して、「特許行政ルート」を通じて、意匠権を行使した事件である。図 2 に当該事件の経緯を纏めたので、参照されたい。

2015年5月20日	常州品質技術監督局が常州巨豪車の工場を調査。
2015年9月21日	常州市知識財産局が本件を受理し、合議体を構成。
2015年9月23日	常州市知識財産局が常州巨豪車の現場を検証。
2015年11月5日	公開審理を実施。
2016年1月20日	処理決定書を発行。

図 2 : 「現代自動車 VS 常州巨豪車 [常知法処字 (2015) 71 号]」案件の経緯

2015 年 5 月 20 日、現代自動車の要請により、常州品質技術監督局が常州巨豪車の工場を調査した。常州巨豪車の工場内で、現代自動車の意匠権を侵害するバックライトを大量に発見した。

2015 年 9 月 21 日、現代自動車 (請求人) は、常州市知識財産局に対して、常州巨豪車 (被請求人) の製造・販売するバックライトが、図 3~図 8 に示すように、請求人の意匠権 (ZL201030200184.9) を侵害するとして、被請求人のバックライトを製造・販売する行為の停止、未販売のバックライトの破棄、パンフレットの破棄、被請求人の公式サイト・アリババのサイト・国際機械情報サイトなどでの宣伝広告の削除を求めた。当該意匠出願は 2010 年 6 月 4 日に提出され、同年 12 月 22 に設定登録されている。

2015 年 9 月 23 日、常州市知識財産局は被請求人に事前通報することなく、被請求人の現場に赴き、その場で立案資料の副本を被請求人に渡し、現場を検証し証拠保全を行った。

2015 年 11 月 5 日 公開審理を実施がされ、審理の

中で合議体は当事者双方に和解を打診したが、和解は成立しなかった。

2016 年 1 月 20 日、合議体は処理決定書を発行し、処理決定書の中で、被請求人の製造・販売するバックライトは、登録意匠権の意匠に係る物品と同一であり、当該バックライトの形態は、登録意匠公報の正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図により特定された形態とも同一であるので、被請求人が当該バックライトを製造・販売する行為は請求人の当該意匠権を侵害を構成すると認定した。被請求人に対して、被請求人のバックライトを製造・販売する行為の停止、未販売のバックライトの破棄、パンフレットの破棄、被請求人の公式サイト・アリババのサイト・国際機械情報サイトなどに掲載されている宣伝広告の削除するよう命じた。

その後、被請求人は行政訴訟を提訴せず、当該行政決定は確定した。被請求人は当該行政決定を履行し、被請求人の侵害行為を排除できた。

筆者のこれまでの経験では、「特許行政ルート」による処理決定書の決定 (命令) 内容は、「司法ルート」による判決書の主文よりも具体的であることが多く、処理決定に基づく執行がより実施しやすいというメリットがあると感じられる。行政権と司法権の相違に起因すると考えられ、本件では、処理決定書の中で、「被請求人の公式サイト・アリババのサイト・国際機械情報サイトに掲載されている宣伝広告の削除を命じる」と記載され、サイトの名前が具体的に列挙されている。仮に本件について民事訴訟を提訴して勝訴した場合、判決書の主文は、(無論、裁判所によりバラツキは存在するが)「特許権侵害者の侵害行為を停止するよう命じる」という抽象的な内容になる可能性が高く、執行の段階で原告と被告の間に解釈の食い違いが生じる恐れもあると考えられる。

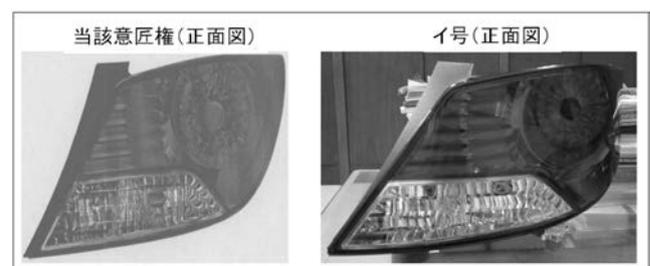


図 3 : 当該意匠権とI号の正面図

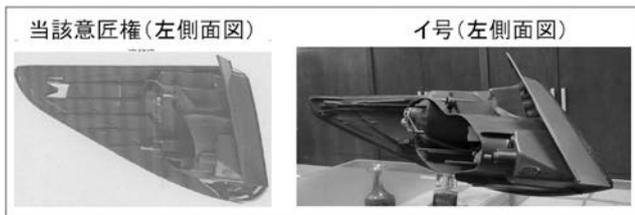


図4：当該意匠権とイ号の左側面図

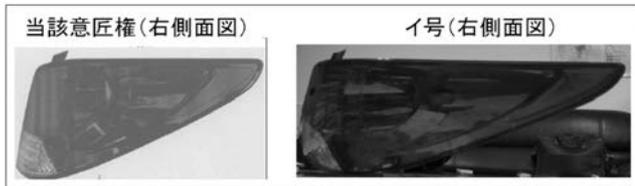


図5：当該意匠権とイ号の右側面図

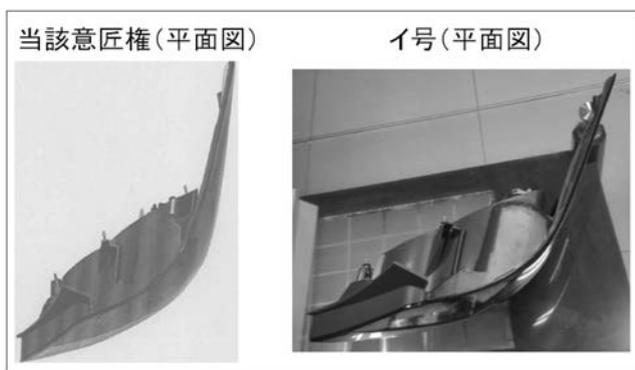


図6：当該意匠権とイ号の平面図

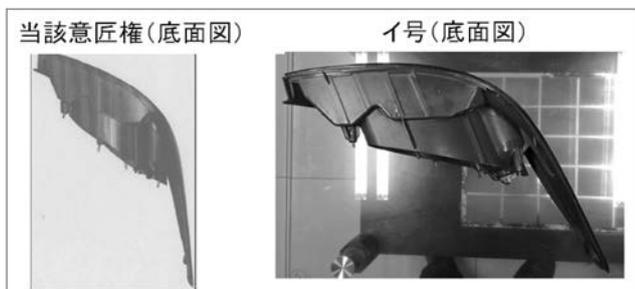


図7：当該意匠権とイ号の底面図

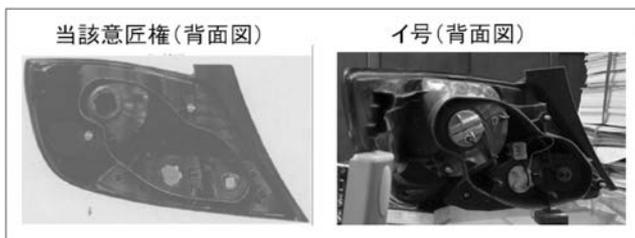


図8：当該意匠権とイ号の背面図

4. 特許行政保護に関連する特許法の改正（予定）

上記の説明は現行法に基づく説明であったが、第4次特許法改正が全国人民代表大会で審理されており、今回の特許法改正の中で特許行政保護に関連する内容について紹介する。

(1) 従来、「特許行政ルート」による模倣品の取り締まりは、地方の知識産権局が実施してきたが、近年、模倣品に関連する事件が複雑化・重大化するに伴い、中央官庁である国務院特許行政部門も影響の大きい模倣品事件を取り締まりを実施できるようにする（改正第3条）。なお、中国では、中央の国務院特許行政部門の下に、各地の知識産権局が従属している。

(2) 従来から、当事者は、損害賠償額についても地方の知識産権局に調解を要請することは可能であった。

しかしながら、実務上当該調解の効力は弱く、一部の侵害者は調解を履行せず、損害賠償に応じないことも頻繁に存在していた。その場合、特許権者は損害賠償を求めて別途民事訴訟を提起せざるを得ないという問題が生じていた。その結果、司法資源の浪費と紛争の長期化を招くこととなり、社会問題化した。

そこで、本改正では、地方の知識産権局の調解による特許紛争の解決機能を十分に発揮させるべく、改正民事訴訟法を法的根拠として、一方の当事者が履行を拒絶する、又は完全に履行しない場合、相手方当事者は人民法院に強制執行を請求することをできることとする（改正第61条）。

(3) 従来、知識産権局が侵害行為が成立すると認定した場合、特許法の条文上では、侵害者に直ちに侵害行為を停止するよう命じる権限しかなく、工商行政管理局に認められていた侵害製品及び関連品の没収、廃棄などの権限は認められていなかった。

そのため、知識産権局の決定は強制執行力に欠け、侵害者が履行しない又は履行を引き延ばすことが多く、侵害行為の抑止力が不十分であり、有効な執行を確実に実施することが困難であるという指摘が強かった。

そこで、本改正では、知識産権局は、重複的に権利侵害をした侵害者・集団で権利侵害した侵害者などによる故意侵害行為に対して、侵害行為の停止に加えて、権利侵害製品、権利侵害製品の製造に専用又は権利侵害方法を使用した部品、道具、金型、設備などを没収、焼却することができる旨を明文で規定する（改正第60条）。

さらに、従来、知識産権局には罰金を科す権限は認められていなかったが、知識産権局の「特許行政ルート」を強化すべく、重複的に権利侵害をした侵害者の違法所得が5万元以上の場合、違法所得の1倍以上5

倍以下の罰金をすることができ、違法所得がない又は5万元以下の場合、25万元以下の罰金をすることができる旨も規定する（改正60条）。

5. 結言

「特許行政ルート」をよりよく活用するためには、条文の理解だけでは不十分であり、キーパーソンの意見・主張（立法論）を理解するも重要である。キーパーソンの見解を把握すれば、前もって「特許行政ルート」の今後の発展の方向を予測できるようになり、先手を打って、自社に有利な形で「特許行政ルート」を活用することが可能となるからである。以下、「特許行政ルート」に関するキーパーソンの意見・主張をいくつか紹介する。

(1) 冀瑜氏（中国计量学院知识产权学院）は、「特許行政保護を強化することは大きな流れ（原題：加强专利行政执法是大势所趋）」という題目の論評の中で、「中国において、「特許行政ルート」を強化することは、国情を鑑みれば、有利であり必要でもある。その理由として、国民の多くは、権利侵害に遭遇したとき、裁判所ではなく、政府に助けを求めることが多いからである。また、特許「特許行政ルート」は (a) コストが安くスピードも速く、(b) 知識産権局の担当者は法律のみならず、技術についても知見を有しており、特許侵害を判断するのに法律問題だけでなく技術問題も関連するため、知識産権局の担当者が特許侵害を処理するメリットが存在し、(c) 行政機関である知識産権局は、政策を柔軟に修正することにより、企業の戦略を誘導することもできるからである。」と述べている⁽⁶⁾。

(2) 曾旻辉氏（中华全国专利代理人协会 知识产权诉讼专业委员会委员）は、「特許行政保護の処罰を強化し、特許権者の利益を保護強化（原題：加大行政处罚力度 维护权利人合法权益）」という題目の論評の中で、「長年の実績を通じて、中国の特許法が採用する「司法ルート」及び「特許行政ルート」の二重保護は成果を挙げており、国情に合致している。今後、より一層特許の保護を強化し、イノベーションを推進するために、知識産権局の権限を強化すべきである。」と述べている⁽⁷⁾。

(3) 郑璇玉氏・史良氏（中国政法大学）は、「専門性を発揮し、特許行政保護を強化（原題：发挥专业特长 加强行政执法）」という題目の論評の中で、「「特

許行政ルート」を強化することは極めて重要であり、知識産権局の担当者が証拠保全・現場調査を実施するとき、被請求人が調査に非協力又は拒否し抵抗する場合、知識産権局の担当者は被請求人に対して警告を与え、状況が深刻であれば治安管理条例に基づき、罰則を科すようにすべきである。また、損害賠償額についても、知識産権局は特許法に規定の法定賠償金の条文を参酌して、判定する権限を付すべきである。」と述べている⁽⁸⁾。

(4) 冯晓青氏・周贺微氏（中国政法大学）は、「特許行政保護の強化を通じて、イノベーションを促進（原題：加强专利行政执法 助推创新驱动发展）」という題目の論評の中で、「中国が「司法ルート」と「特許行政ルート」を採用しているのは、特許権者を全面的に保護するためであり、「特許行政ルート」を強化することは、投資環境の改善、健全な市場環境を創造・維持する上で欠かせないことである。「特許行政ルート」を強化するためには、知識産権局の人材の充実化が必須であり、今後質的・量的側面から人的資源を強化していく施策を実施すべきである。」と述べている⁽⁹⁾。

以上、紹介したキーパーソンの見解では、今後も中国では特許行政保護を強化していく点で共通しており、「特許行政ルート」は、中国の特許制度において益々重要な地位を占めると予見され、過去・現在・将来において特許権者の自社の利益を保護する重要な保護手段になると考えられる。

このため、日系企業・中国企業を問わず、中国においても特許を効果的に保護するという課題に対して、「特許行政ルート」の戦略的活用がニーズとして増大している。特許権を取得するためには、研究開発から始まり、特許出願（明細書の作成及び翻訳）、中間対応、維持年金の納付などに多額の資金が投入する必要がある。多額の資金を投入した特許権を保護し事業に貢献できないとすれば、企業経営にとっては当然ながら重大な課題になる。

このようなニーズに応えるべく、本論文では、「特許行政ルート」の活用法について説明した。筆者のこれまでの経験からすれば、中国で知財保護に成果を挙げている企業の多くは、中国の特色である「特許行政ルート」を効果的に活用している。本稿を通じて、「特許行政保護ルート」に関する読者の理解が少しでも深まり、「特許行政ルート」が読者の中国での知財戦略の

強化に微力ながら少しでも貢献出来れば、幸いである。

(参考文献)

- (1)張立岩, 陳楨, 李悦, パテント vo56, No11, p11~12(2003)
- (2)寺山啓進, 特技懇, No.243, p22~23((2006)
- (3)野村高志, 模倣対策マニュアル中国編, pp. 153~156 (2012)日本貿易振興機構
- (4)徐申民 福永大介 久永道夫 宮原貴洋 野村高志 谷口由記, 中国知財リスク対策マニュアル, pp. 138~141 (2008)日本貿易振興機構
- (5)楊和義 知的財産法政策学研究 vo6, No11, p121~124(2006)

- (6)冀瑜 国家知识产权局公式サイト http://www.sipo.gov.cn/ztl/qtzt/jxzlzxf/ztwz/201409/t20140905_1005729.html 2016/8/2
- (7)曾旻輝 国家知识产权局公式サイト http://www.sipo.gov.cn/wqyz/dsj/201409/t20140924_1014209.html 2016/8/2
- (8)郑璇玉 史良 国家知识产权局公式サイト http://www.sipo.gov.cn/ztl/qtzt/jxzlzxf/ztwz/201412/t20141224_1051125.html 2016/8/2
- (9)冯晓青 周贺微 国家知识产权局公式サイト http://www.sipo.gov.cn/wqyz/dsj/201412/t20141231_1054420.html 2016/8/2

(原稿受領 2016. 8. 4)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

第3事業部 広報・支援室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: 03(3519)2361(直)
FAX: 03(3519)2706

